

## インフルエンザ罹患に伴う治癒証明書の取扱いについて

従来インフルエンザと診断された際は、一定の期間後再度受診をし、医療機関発行の登校許可証明書を提出していただいていたましたが、証明書取得に伴う家庭や医療機関の負担軽減、感染症の拡大を防ぐため、令和元年9月1日からは、罹患証明書と体温測定等の健康観察により、登校再開の判断を行うこととなりました。

つきましては、以下のとおり対応をお願いいたします。

### 1 インフルエンザ罹患証明書の取得について

- ・発熱など、インフルエンザ罹患が疑われる症状で受診する際は、「インフルエンザ罹患証明書」（裏面様式の上段）を医療機関へ持参してください。インフルエンザと診断されたら、医師に「インフルエンザ罹患証明書」への記入をお願いしてください。
- ・受診時に用紙がなく記入してもらえなかった場合は、用紙を取得後、その裏面にインフルエンザに罹患したことが分かるよう、薬の説明書または「おくすり手帳」のコピーを貼付してください。

### 2 登校再開までの経過

- ・インフルエンザに罹患したことを学校へ連絡し、毎日体温を測定して、その経過を保護者が裏面の様式下段「インフルエンザ経過報告書」に記録してください。出席停止期間（発症後5日かつ解熱後2日）が経過したら、保護者の署名・捺印のうえ、登校して提出してください。

### 3 用紙の取得方法

- ・学校ホームページからダウンロードするか、学校へ取りに来てください。

### 4 注意事項

- ・この取扱いは、インフルエンザ罹患に限ります。出席停止を伴う他の感染症は従来どおりです。
- ・登校再開の基準は以下のとおりです。

# インフルエンザ!?

## 登校再開はいつになる?

※1 発症日翌日を1日目と数えます。

※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。

**原則** 発症後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで出席停止です。

発熱 解熱 解熱後 登校可能

| 発症日 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 発熱  | 発熱  | 発熱  | 発熱  | 発熱  | 発熱  | 解熱  | 解熱  |
| 発熱  | 発熱  | 発熱  | 発熱  | 発熱  | 発熱  | 解熱  | 解熱  |
| 発熱  | 発熱  | 発熱  | 発熱  | 発熱  | 発熱  | 解熱  | 解熱  |
| 発熱  | 発熱  | 発熱  | 発熱  | 発熱  | 発熱  | 解熱  | 解熱  |

※1

※2